

産業政策・地域再編と国民体育大会の変容

1957年の静岡国体に関して

観行 智信*

1950年の愛知国体以降、国体は、開催地域行政の財政赤字に影響を与えながら開催された。それに対して「逆コース」による地方自治の中央集権化を強行していた政府は、体育・スポーツ行政の一元化が行われていなかったこともあり、1957年に開催予定の静岡国体の中止を決めた。しかし、保守合同と高度成長・地域開発の動きが始まる中で、国体の地方開催は、地域開発や住民統治の手段、さらには「55年体制」を支える利益政治のための「集票マシン」としての役割を担うようになった。また、国家主導のスポーツ政策が確立されたことに伴い、国体の開催は、東京オリンピックの招致・開催を支えるものとして位置づけられた。そして、これらの状況下で政府の中止決定を覆し、低予算で最大の効果をあげる大会として開催されることになった静岡国体では、工場誘致による地域開発や産業構造の転換などを図りたい静岡県行政・財界の意図を「健民運動」に反映させ、「健民運動」への住民の動員を通じて、地域の行政施策・支配構造に関する住民の自発的同意を導き出そうとした。それゆえに静岡国体は、より地域レベルの「文化装置」に変容した大会として位置づけることができる。

キーワード：中央集権化、静岡国体、保守合同、地域開発、「健民運動」

目次

はじめに

1. 地方自治の中央集権化と国体の地方開催の中止
2. 保守合同・地域開発とスポーツ・イベント
3. 静岡国体における「健民運動」の展開

まとめにかえて

「文化装置」としての国体の変容

はじめに

本研究の目的は、戦後復興・国民国家の再建に関わりながら開催されていた国民体育大会（以下、国体とする）が、「逆コース」・保守合同・高度成長・地域開発などの動きに伴い、次第に変容していったことを明らかにすることにある。さらに、国体に関わる様々な力が再び収斂したと考えられる1957年に静岡県で開催された第12回国体（以下、静岡国体とする）の開催状況を考察し、静岡国体の際に展開された「健民運動」が当時の国内政策を下から支えようとする意図を反映していたことを示そうと思う。

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

まず1では、愛知県で開催された1950年の第5回国体（以下、愛知国体とする）以降の国体の変遷を考察し、地域住民に影響を与えるために開催されていた国体が開催地域行政の財政赤字を増加させるものであり、それゆえに政府は、国体の地方開催中止を強制したことを明らかにする。そして、それとともに、地方財政の再建過程を通じて「逆コース」による地方自治の中央集権化が進められ、さらに、体育・スポーツが国策として明確に位置づけられていなかったために、地方開催の中止を自らの力で回避できなかったことを示す。

次に2では、このような国体の地方開催の中止に対し、その強制を覆して地方開催を復活させていく過程について考察する。そして、日本体育協会（以下、日体協とする）・開催地域行政・国会議員などが一丸となって地方開催の復活のために動き、それによって静岡国体が低予算で最大の効果を挙げるための大会として位置づけられたこと、さらに、1950年代後半からの高度成長・地域開発の動きの中で国体の開催がそれらを支えるための「地域開発と住民統治の手段」としてだけでなく、自民党による利権政治を支えるための道具＝「集票マシン」としての役割を有することになったことを明らかにする。さらに、これらの動きに並行して体育・スポーツの一元化の動きが実現され、それにより、東京オリンピックと国体の開催は、政界・財界の意図を実現させるための手段として明確に位置づけられたことを示す。

さらに3では、静岡国体の開催状況について具体的に考察する。そして、静岡県行政が高度成長・地域開発などの国家政策を反映した施策を遂行するにあたって、静岡国体の開催をその手段として位置づけたこと、さらに、最大の効

果を挙げるものとして大会を開催するために、「健民運動」を通じて地域住民を静岡国体に動員させようとしたこと、また、その「健民運動」を媒介に当時の支配構造に関する地域住民の自発的同意を導き出そうとしていたことを述べる。

1. 地方自治の中央集権化と国体の地方開催の中止

（1）地方財政の逼迫と国体の地方開催

1950年に第5回国体として開催された愛知国体は、国体開催に関わる様々な力が1つに収斂されたことにより、開催地域住民に大きな影響を与える大会として初めて位置づけられたといえるが、それとともにこの大会は、3億1000万円という莫大な開催経費を要した大会でもあった¹⁾。そのために、愛知国体以降に開催された国体は、開催地域住民に影響を与える大会であったと同時に、開催地域行政にとっては、巨額の経費負担を強いられるものだったといえる。

第6回国体は、1951年に広島県を中心に開催されたが、この大会の開催経費は、愛知国体の時の3分の2にあたる2億2400万円であったにも関わらず、各市とも資金の捻出に苦しみ、開催経費を補うために広島県と広島市は宝くじを発売した。さらに、1952年に開催された第7回国体は、激しい誘致合戦を回避するとともに、巨額の開催経費を分担させるために、福島・宮城・山形の南東北3県で開催された。そして、翌年に開催された第8回国体でも、共同開催が継続され、「スポーツ復興は4県協力して」という体育行政担当者の申し合わせに基づいて四国4県での共同開催となった²⁾。

そして、1954年には、第9回国体が北海道で開催された（以下、北海道国体とする）。この北海道国体は、当初の予定では、札幌・小樽・岩見沢の道央部3市での開催となっていたが、北海道が3市での開催による財政負担増に不安を抱き、結局は、先の3市に美唄・旭川・苫小牧・函館を加えた計7市で開催された³⁾。

この北海道国体の開催によって国体は、全国を9つに分けたブロック開催を一巡したことになったが、それに対し、自治庁は、1954年11月に国体の地方開催を中止し、主に東京都で大会を開くことを日本体育協会に通達したのである。自治庁が国体の地方開催に介入した理由は、国体の開催が地方財政の悪化につながっていた状況を打開するためであり、その意図は、通達の中に現われている。

「国体は本年度をもって一応、各ブロック別の開催を終えたのであるが、従来の実績に徴するところ、開催のために必要な各種競技場などの施設費、および運営費、とくに施設費は例えば宮城県などにおける1億5600万円、北海道における2億6000万円、小松島市における3000万円のごとく巨額に上り、しかも設置団体はいずれも以後の維持管理費に甚だしく困窮しており、その財政の運営に及ぼす影響は看過することのできないところとなっている。しかし、最近における地方団体の財政事情は、地方団体当局の経費節減の努力にも関わらずますます窮乏の深刻さを加えており、他面、国、地方を通ずる財政規模縮減の要請も極めて強いので、今後においては国体の開催については、東京都において既存の施設を利用して実施するか、または各地方においてこれを開催するとしても既設の競技場を利用するほかは一切、施設の新設は行わないよう、特段のご配慮を煩わしたい。」⁴⁾

このように北海道国体までの国体では、共同開催などによって巨額の財源負担を分散させて

開催したにも関わらず、施設建設費だけでも莫大な金額が開催地方行政の負担となっていた。しかも国体は、開催するごとに競技主義化・セレモニー化する一方、大会で使われた競技施設が住民に活用されず、競技開催後の地方自治体が施設の維持管理費用に窮するなど、地方財政の点から見れば財政支出を強いらせるだけのものでしかなかった⁵⁾。それゆえに自治庁は、このような国体開催後の実態を考慮し、地方自治体の財政危機を再建するための一環として国体の地方開催に歯止めをかけようとしたと考えられる。

そして、自治庁が国体の地方開催に介入した背景には、この通達が行われた1954年当時において、地方自治体の財政赤字が大きな政治問題となっていたことが挙げられる。地方財政の逼迫状況は、1949年頃から生じ始めており、その原因は、戦後改革や戦災復興、災害の復旧事業などによる支出増に対し、地方財源の未確立とドッジ・ラインに基づく地方配布税の半減などによって収入不足に陥ったからであった。そのため、1950年から次第に赤字自治体の数が激増するのだが、防衛費などの財源支出のしわ寄せが地方財政に押しつけられ、さらに1953年の不況による収入減を地方財政援助費や公共事業費などの削減によって補ったために、多くの自治体の財政が悪化した。そして1954年には、地方自治体の赤字総額が649億円となり、都道府県の7割、市町村の4割が赤字になったのである⁶⁾。

このような財政状況の中で地方自治体が国体を開催するのは、巨額の開催経費を負担するために財政赤字をさらに悪化させるものでしかなかったといわざるを得ない。さらに、自治庁は、地方財政の再建に取り組む過程において、地方

自治を中央集権化させる動きを展開していくのである。そして、国体の地方開催は、この中央集権化の動きと必ずしも一致しないようになってくるのである。

（2）「逆コース」による地方自治の中央集権化

地方の財政赤字に対して政府は、1953年前後から財政再建に向けて本格的に動き出したが、その動きは地方自治の中央集権化に沿う形で展開された。そして、この中央集権化の動きは、講和・独立の動きに適合した支配構造を形成・維持するためのものだったといえる。

1950年の朝鮮戦争の勃発を境に日本の早期独立の動きが加速され、それにより、1951年には、サンフランシスコ平和条約と日米安保条約が締結された。これにより日本は、反共と対米従属・依存の下で独立を果たすことになったが、それと同時に国内政治においては、両条約を最高法規とした国家体制・政治構造＝「サンフランシスコ体制」の構築が迫られることになった。そして、講和・独立を前後する時期から占領政策の是正を図り、新たな支配構造を形成するために、様々な反動化の動き＝「逆コース」が試みられたのである⁷⁾。しかし、この「逆コース」は、単に天皇制国家の復活を意味するものではなかった。なぜなら、吉田茂ら当時の支配層は、社会的支配が未形成だったために、戦後改革によって作られた民主主義による新しい国家・法制度を安定したものと考えておらず、それゆえに安定した支配構造を形成する限りにおいて、戦前体制への復古を行おうとしたからである⁸⁾。

そして「逆コース」では、防衛・治安の拡充のために再軍備や破壊活動防止法の制定などが行われ、また、労働運動に対する弾圧や教育・

警察の自治権剥奪、さらに伝統的権威としての天皇制秩序を復活させる動きが起こった。そして、これらの反民主主義的支配体制の形成に並行して、中央政府による支配統制を強化するために地方自治の中央集権化が展開されたのである⁹⁾。

1950年代前半の地方自治体は、地方財政の赤字の処理などを巡って政府と激しく対立していたが、政府は、「簡素化・能率化」の名の下で自治体の部局縮小などを行い、それにより地方自治を縮小して中央集権化を行った。そして、1952年に自治庁が発足したことによって、自治庁長官が地方財政に関する権限を掌握することになったのである。さらに、同年と1956年の地方自治法の改正を通じて戦後の地方自治制度は、なし崩し的に戦前のような反民主的・中央集権的なものとなっていった¹⁰⁾。また、政府は、中央集権化の動きを促進させるために1953年に町村合併促進法を制定し、町村合併を強行したのである。そして、この法律は、3年間という時限法だったが、「能率化・簡素化」を目的として、天降りのように画一的に合併を押し進めた¹¹⁾。

そして、このような地方行政の中央集権化に伴う形で、地方財政の中央集権化が進められたのである。戦後の地方財政は、シャープ勧告に基づいて1950年に地方財政平衡交付金が設けられ、これにより地方自治体の財源が確保されることになったが、中央集権的な行政機構と国家優先の財政政策のために次第に国庫補助金的な性格を強めることになった。さらに、地方税制の改正によって、国家の租税政策が直接的に地方税にも反映されるとともに、1955年の地方交付税法の成立によって地方財政は、国家政策に従属するものとなったのである¹²⁾。

そして、地方自治体の財政赤字を再建する動きは、このような地方行財政の中央集権化の中に位置づけられ、1955年には、地方財政再建促進特別措置法が制定された。この法律により自治体は、財政赤字の責任を地方自治体に押しつける一方、地方議会の活動を大幅に抑制して自治体を政府の統制下に置こうとしたのである¹³⁾。これにより中央と地方の関係は、完全に中央政府が主導権を握る形になり、国家政策が地域に直接的に反映する体制ができあがったといえる。このようにして進められた中央集権化の動きの中で、財政赤字に苦しむ地方自治体が国体を開催することは、地方財政にさらなる赤字を生み出すものとして認識されていたと考えられる。さらに当時は、国家主導の地域開発が具体的に展開されておらず、経済的に見ても国体自体が未だ資本の利潤対象にはなり切れていなかった¹⁴⁾。そのために、国体の地方開催は、「逆コース」を進める政界・財界にとって、政治的・経済的な利益をもたらすものとして位置づけられていなかったと推測できる。

しかし、国体の地方開催は、国内スポーツを統括していた日体協にとって、地域スポーツの振興・普及を行う手段としてだけでなく、自らの存在基盤を支えるものでもあった。それゆえに日体協は、自治体の介入に対して、地方開催を継続させるために大会の開催形式を整備・強化していくのである。

（3）国体開催継続への動き～開催基準要項の制定と神奈川国体の開催

地方財政の再建を行うための一環として自治体は、国体の地方開催に介入したが、それに対して日体協は、できるだけ既存の施設を利用して国体を継続・実施するように各方面に陳情し

た。さらに日体協は、政府に対して国体の地方開催がスポーツ振興という地方の要望を反映するものであると同時に、地方文化の向上に寄与するものであることを主張し、むしろ国庫補助金の増額を求めたのである。そして、これらの働きかけの結果、この時点では、自治体の了解を得て国体の地方開催を継続することになった¹⁵⁾。

このように日体協が自治体の介入を何とかして跳ね除けた背景には、国体の地方開催が自身の財政基盤を支えるとともに、自身の組織基盤を支えるものとして位置づけられていたことが考えられる。当時の日体協は、社会教育法によって国庫補助が受けられなかったために独自の収入源がほとんど無く、財源の大部分を国体開催と国際競技会選手派遣に対する国庫補助金が占めていた¹⁶⁾。しかも、日体協が独自に使える財源は、国庫補助によって開催された国体の入場料収入だけであった¹⁷⁾。それゆえに、国体の開催が日体協の運営に大きな影響をもたらしていたといえるが、特に東京都で開催された第4回国体が巨額の赤字を出していたこともあり¹⁸⁾、日体協の関係者は、東京での国体開催に大きな不安を抱いていたと考えられる。

また、日体協にとって国体の地方開催は、国内スポーツを普及させるための唯一の手段となっていただけでなく、都道府県体育協会（以下、県体協とする）のスポーツ振興の要求に応えられる唯一の手段ともなっていたと思われる。当時の県体協は、日体協と各競技団体の下請け的存在となっており、日体協に対して不満を持っていた¹⁹⁾。そのために日体協は、国内スポーツの振興と県体協の要求に応えるためにも国体の地方開催が必要だったといえる。

このように日体協は、組織の財政基盤の確保と体制の維持・強化のために、国体の地方開催

を継続しようとしたのであり、そのために日体協は、国民体育大会開催基準要項（以下、基準要項とする）を制定し、スポーツ・イベントとしての国体の役割を明確化しようとするのである。そして、1955年1月に制定された基準要項では、国体の意義を「広く国民の間にスポーツを振興して、その普及発達とアマチュアスポーツ精神の高揚を計り、併せて国民の健康を増進し、その生活を明朗にしようとするもの」として位置づけられた。そして、この基準要項によって国体は、日本体育協会・文部省・開催地都道府県の3者が主催者となって原則として1県単独で開催されることとなった²⁰。この基準要項で明文化された開催形式は、地域分散型の開催など、1950年の愛知国体において明確になったものであり、国内最大のスポーツの祭典として国体が開催地域に影響を与えるものとして開催されることを明文化したものだといえる²¹。

そして、この基準要項に基づいて、1955年には、第10回国体が神奈川県で開催された（以下、神奈川県国体とする）。神奈川県では、東京都を中心に1949年に開催された第4回国体の競技の一部を開催していたが、その際に一般県民への健民施策の徹底をはかるために県教育委員会から社会体育を分離して衛生部の中に健民課を新設した。そして、健民課では、スポーツを広く一般大衆の間に根を下ろし、生活と結びつけた体育を振興するための施策を展開したのである。その後、神奈川県は、県民のスポーツ振興と健民施策の一大飛躍をはかるために1951年から強力な国体誘致活動を展開し、その結果、1953年に神奈川県国体の開催が決まった。その後、第10回国民体育大会神奈川県準備委員会が発足して大会準備が行われたが、こ

の準備委員会の動きと並行する形で神奈川県は、県の機構を挙げて大会への協力体制を組んだ。そして、神奈川県国体の開催年である1955年には、衛生局内に国体課を新設し、それまで健民課が兼務していた国体行政事務を国体課に専任させて開催準備を行ったのである²²。

さらに、準備委員会の事務局内には、健民部が設置され、県民総参加の旗印の下で「健民運動」が強力に展開された。神奈川県国体における「健民運動」では、地域住民のレクリエーションとして体育・スポーツを提供していくことが目的とされており、市民健脚運動、健民体操、地域レクの推進、学校施設の開放、幻燈を利用したスポーツ競技ルールの普及、バレーボール普及のためのボール無料提供、さらにはドイツスポーツ少年スポーツ団との交歓などが行われた。そして、大会では、マスゲームに多くの県民が参加する一方、県内の国体非会場地では、多彩な行事が行われたのである²³。

このように神奈川県国体で実現された「行政機構に組み入れられた大会組織」と「健民運動による住民参加」という開催形式は、国体を全県民の祭典として開催しようとするものであったといえる。そして、このような地域の祭典としての国体の開催は、基準要項の中で示された開催意義を具現化するものであったと思われる。しかし、神奈川県国体の開催経費は、後援会による募金活動にも関わらず²⁴、県の総出費が3億4000万円、会場地の出費の合計が8億6000万円であった²⁵。そして、翌年に兵庫県で行われた第11回国体（以下、兵庫県国体とする）でも神奈川県国体で作られた開催形式を継続したが、開催経費を従来の国体の半額程度に切り詰めたにも関わらず、国庫補助金が少なかったこともあり、結局は莫大な経費が地元負担となったの

である²⁶⁾。

このように神奈川県と兵庫県は、新しい開催形式の下で全県民に影響を与えるものとして行われたが、その一方で、その開催は、依然として地方財政に悪影響を及ぼし続けていたといえる。それゆえに自治庁は、神奈川県体の開催を境に地方開催の中止に向けて再び動き出すのである。

（４）国体の地方開催中止と一元化したスポーツ行政の不在

このように国体の地方開催が依然として地方自治体の財政赤字を増加させている状況に対して、川島正次郎・自治庁長官は、1955年9月に国体の地方持ち回り開催の中止を日体協に勧告した。それに対して、スポーツ議員連盟の代表であった川崎秀二・厚生大臣は、この問題の解決に向けて積極的に動き、その結果、同年10月12日には、自治庁・厚生省・文部省の3者による「申し合わせ」がなされた。そして、この「申し合わせ」によって、1957年の静岡国体までの国体を毎年、地方持ち回りで開催することや施設費・運営費などの開催経費節減を行うこと、さらに大会に対する国庫補助金を増額することが合意されたのである²⁷⁾。

だが、この「申し合わせ」にも関わらず、自治庁は、財政赤字が大きな問題となり続けている中で、地方開催を中止させる機会を窺っていたと思われる。さらに、静岡国体の開催経費が当初の計画において4億5000万円以上となり、財政赤字に苦しんでいる中で競技開催を予定している浜松市・沼津市・静岡市などは、かなりの財源負担を強いられていた²⁸⁾。そして、岩崎・浜松市長は、1956年1月に太田自治庁長官が浜松市に来た時に静岡国体の返上を申し出

て²⁹⁾、その要望が受け入れられる形で1月27日に静岡国体以降の地方開催の中止が閣議決定されたのである³⁰⁾。これに対して日体協は、文部省に働きかけたが、文部省は地方財政の再建に見通しが立つまでの地方開催中止を日体協に求めた³¹⁾。

このように国体の地方持ち回り開催が中止になる背景には、当時のスポーツ政策が国家政策として明確に位置づけられておらず、そのため国体を地方持ち回りで開催する意図が政府・地域行政・日体協の中で必ずしも一致していなかったことが考えられる。戦後日本のスポーツは、独立に先駆けて、1949年頃から国際大会への復帰を果たしていたが、1952年のヘルシンキ・オリンピックでの惨敗の後、日本体育協会はオリンピックで日の丸を掲げることを第一義とした「オリンピック至上主義」を急速に強化していった。しかし、先に述べたように、日本体育協会は、独自の財源をほとんど有していなかったために競技力の強化などの動きを進めることができなかった。それに対して日体協は、自身の財政を確保することを主な目的として、体育・スポーツを国策として位置づけ、体育・スポーツ行政を一元化することを政府へ働きかけたのである³²⁾。

このような日体協の働きかけは、1955年初めから行われ、同年5月には、衆議院内閣委員会において川崎厚相が厚生省内にスポーツ局を設置したいとする発言を行った。そして、日体協は、この発言に対応する形で同年7月に「スポーツ振興に関する意見書」を政府各方面に提出し、民族的・国家的な観点から青少年の体力と愛国心の育成のためにスポーツ振興を国家主導で行うことを政府に求めたのである³³⁾。

それに対して、同年8月に川崎厚相は、体

育・スポーツ行政の一元化を目指した「川崎構想」を打ち出した³⁴⁾。この「川崎構想」は、全国民に対する健康管理と日常生活向上の手段としてスポーツを位置づけ、国民体力の改造・増進を進めるとともに、様々な全国的スポーツ・イベントを管理・推進しようとするものだった。そして、この構想は、スポーツを国家統制しようとする側面を有していたが、それは、当時の国民総動員を進める動きに対応したものだだったと考えられる。なぜなら、この構想が出された1955年当時は、国民総動員体制計画が発表されるなど、財界・保守党の国民総動員への願望が政策の中に極めて強く現われていたからである。それゆえに、この構想も、日本の再軍備、軍国思想、徴兵制復活などの関連の中で打ち出されたものだったと推測できる。

そして、この「川崎構想」は、総動員体制計画に対する批判とともに、新聞などで様々な批判にあい、結局挫折することになった。さらに、この構想が挫折した背景には、体育・スポーツ行政の一元化を巡って文部省と厚生省とが主導権争いをしていたこともあった。厚生省は、この構想から見ても明らかなように、国民の健康管理・体力増進という観点から一元化の動きを進めていたが、それに対して文部省は、教育政策の観点から体育・スポーツに介入しようとしていたのである。

戦後の教育政策では、「逆コース」の動きとして反動化が行われたが、特に1953年の池田・ロバートソン会談を機に、「愛国心」を育てていく姿勢が強調された。さらに1954年に成立した鳩山内閣では、自衛のための愛国心の育成を基軸とした教育政策を遂行し、復古的なナショナリズムと愛国心の昂揚が計られたのである³⁵⁾。そして、このような教育政策の一環と

して文部省は、体育・スポーツに介入しようとしていたが、厚生省の「川崎構想」によって一元化の動きに一步出遅れることとなった。しかし、文部省は「川崎構想」に対して巻き返しを図ろうとしており、そのために、この当時は、一元化の主導権争いに決着がついていなかったのである³⁶⁾。

そして、厚生省と文部省は、両者とも健康管理やナショナリズムの昂揚などの点から、国体の地方開催を継続したいと考えていたが、それらの意図は、一元化のための主導権争いの中で抜け落ちてしまったと思われる。そして、「川崎構想」の挫折によって日体協は、依然として独自の財源を確保することができず、国体を自主的に開催できないどころか、むしろ国体の地方開催を継続しなければ自らの存在基盤を維持できない体制が続くことになったといえる。さらに、政府の中で体育・スポーツを国家政策として明確に位置づけていなかったために、国体の地方開催の役割・意義は明確に位置づけられず、それよりも地方財政の逼迫状況を改善するために地方開催の中止が重要視されたのである。

このように国体の地方開催は、国内スポーツを支えるものとして位置づけられてはいたが、地方開催を遂行する財源自身を日体協と開催地域行政の双方が有していなかったために、地方財政の逼迫状況を打開しようとする自治庁の中止命令に対してそれを跳ね除けることができなかった。つまり、戦後の「逆コース」による中央集権化の動きを通じて国体の地方開催は、財政赤字をさらに膨らませるものとして政府に捉えられる一方、それまでに1つに収斂されていた国体に関わる様々な力は、再び複雑に絡み合うようになったのである。そのために、国体の地方開催は、その意義を明確にすることができ

ず、自治庁の介入に対して抵抗できる力を有していなかったといえる。このような地方開催の危機的状況に対して、静岡国体以降の地方開催を復活させるべく、日本体育協会や開催地域行政などが一丸となって動くのである。

2. 保守合同・地域開発とスポーツ・イベント

(1) 「緊縮国体」としての静岡国体の復活

政府によって閣議決定された国体の地方開催中止に対して、日体協や国体開催を予定していた県は、地方開催の継続のために動き出した。1956年2月20日の衆議院地方行政委員会では、参考人として呼ばれた東俊郎・田畑政治・両日体協専務主事などが国体の地方開催の継続を訴えるとともに、日体協が『国体を地方で開催するわけ』という冊子を作成して関係方面に配布した。そして、この冊子の中では、国体を地方持ち回りで開催する理由として、

地方開催が全国的な要望である

国体の地方開催が地方文化の開発である
 体育文化センターが県の必要施設である
 東京での毎年開催が経済的・物理的に無理である

地方開催による経費負担が財政赤字にそれ程影響しない

が挙げられ、地域住民の熱意による国体開催が地域スポーツと地域文化の発展、さらには文化国家の建設につながることが主張されている。さらに日体協は、この点に関して、1957年当時、国立競技場を建設していたために東京での国体開催が不可能であることを強調した。それゆえに、日体協と静岡県体協は、静岡国体を「特例」として開催することを政府に働きかけたのである³⁷⁾。

さらに、同年3月には、スポーツ議員である星島二郎を座長とし、開催が予定されている静岡・富山・熊本・秋田・岡山の5県選出の自民党議員と知事、県体協関係者、文部省、日体協関係者らが集り、国体の地方開催を強力に推進するために「国体推進協議会」を結成した。そして、自民党を通じて国体の地方開催を政府に呼びかけたのである³⁸⁾。

その一方、静岡県では、日体協や静岡県体協などとともに、静岡県議会が、静岡国体の開催に向けて真っ先に動き出した³⁹⁾。そして、この動きは、当時の県議会の絶対多数を与党である自民党議員が占めていたために⁴⁰⁾、「国体推進協議会」の運動を県レベルで支えるとともに、静岡国体の開催を県の行政施策に活かそうとする意図が含まれていたと思われる。特に、当時の静岡県は、工場誘致を通じた地域開発や社会教育事業を積極的に進めており、これらの施策を遂行するとともに、国体の競技開催による都市基盤の整備や経済効果を得るための契機として、静岡国体の開催が位置づけられていたと考えられる⁴¹⁾。それゆえに県行政と県議会は、静岡国体の復活に積極的に関わったが、静岡国体を復活させる動きの中で斉藤美英（現・了英）・静岡県体協会長は、その中心となって政府に精力的な働きかけを行った⁴²⁾。また、大会関係者は、静岡国体の開催を地方財政になるべく影響させないために開催経費を1億円以内に押さえる案を作り、これによって県・市全ての協力を得ることに成功したのである。

そして、1956年5月には、スポーツ議員である川崎秀二と星島二郎の肝いりで、静岡選出両院議員の参集を得て、日本体育協会から東会長、東・田畑両専務理事、地元から斉藤寿夫・静岡県知事と斉藤・県体協会長が出席して懇談

会を開き、その後9500万円の予算案をもって太田自治庁長官などと面談した。その結果、1億円以内での「緊縮国体」「自粛国体」の開催が承認され⁴³⁾、同年9月には、国立競技場の建設のための特例として静岡国体の開催が正式に決定されたのである⁴⁴⁾。

これにより、静岡国体は、国会議員や県議会議員の影響の下で、地域の利害を大きく反映した大会となるとともに、今後の地方開催を左右する役割を有するようになったといえる。そして、開催準備の際の基礎となった「第12回国民体育大会の使命」には、この大会の位置づけが明確に示されている。

「国体は、我が国最大のスポーツ祭典であるが、この大会開催を機会に県民体位の向上と志気の高揚をはかり、県民生活の明朗化を促進することにこそ国体の最も大きな意義がある。最近地方財政の切迫にともない、国体の地方開催を中止するというような動きもある時、本県で開催される第12回国体は、従来と違った新しい使命を持つもので、地方開催のモデルとして施設の活用と合理的な運営をはかり、最少経費で最大の効果をあげ、今後の地方開催の基盤を確立することである。」⁴⁵⁾

このように少ない予算の中で地域住民に対して最大の効果をあげる大会として静岡国体は、開催されることになったが、静岡国体が復活する動きの中で政界・財界の力が大会に関与するようになった。そして、それらの力は、1955年の保守合同によって成立した自民党一党支配体制＝「55年体制」と高度成長・地域開発政策の下で生じたものだと考えられる。

（2）保守合同・地域開発と国体の開催

先に述べたように1952年の講和・独立に先駆けて、当時の支配層は、国内政策に関する共

通の認識の下で「逆コース」を強行していたが、憲法や軍事、外交政策などを巡って支配層内は2つに対立していた。その対立とは、吉田茂を中心に憲法の枠内で対米従属・依存による国際社会への復活を目指す「改憲消極派」と鳩山一郎を中心に対等な日米同盟関係を築いて改憲による再軍備を目指す「改憲派」との対立であり、その焦点は、より国民の同意を得やすい再軍備の方式を巡るものであった。そして、1948年から講和・独立を挟んで首相の地位を守っていた吉田茂は、安定した支配統治を築くために戦前の支配構造の復活を憲法に触れない形で行ったが、1954年11月に鳩山内閣が成立すると改憲の動きが活発になったのである⁴⁶⁾。

このような支配層内の対立に加えて、保守政党が短期間のうちに離合集散を繰り返し、さらに1954年に造船疑獄が発覚したこともあって、1950年代前半の政局は、混沌とした状況が続いていた。それに対して財界は、政局の安定のために保守合同を中央政界に要求した。戦後日本の財界は、一時解体させられたが、占領政策の転換と朝鮮特需を通じて復活・台頭し、国内政治に対する発言力を強めていた。このような状況下において財界は、資本の主導による経済発展を行うために安定した政権を望んだのである⁴⁷⁾。

さらに、財界による保守合同の要求は、吉田の政治路線に対する批判や急速に伸張していた当時の社会党への恐怖が高まる中で、次第に加速された。そして、左右社会党の統一をきっかけにして1955年11月には、自由民主党の結成によって保守合同が達成され、それにより「55年体制」が成立したのである⁴⁸⁾。

その後、鳩山内閣は、改憲・反動化の動きをさらに加速させるとともに、大企業中心の高度成長に向けて動き出し、1955年12月には、経

済自立5カ年計画を策定した。この計画に基づいて日本経済は、国民総生産の拡大に向けて動き出すことになったが、鳩山内閣は、大蔵省による財政金融政策・産業貿易政策などの経済政策とともに、自治庁・建設省による地域開発政策や農林省による補助金行政政策などを行い、高度成長の動きを促進させたのである⁴⁹⁾。さらに地域においては、これらの国家政策を支えるために工場誘致による地域開発の動きが進められた。

地域レベルでの開発計画は、戦後直後から県単位での計画が作られ、さらに1950年に成立した国土総合開発法によって進められていたが、実際には、特定地域総合開発計画だけが着手されるに止まり、国家政策としては、地域開発計画として1つにまとまっていなかった⁵⁰⁾。しかし、1955年からの「神武景気」を境に、重化学工業の基幹産業が四大工業地域から地方への移動し始めており、政府は、この動きに対応して国家資金の投入による国家主導の地域開発政策を進めた。そして、この政策を通じて、地方の工業化の推進や既成工業地域・首都の整備に開発の目標を置き、工業開発中心の地域開発を展開したのである⁵¹⁾。

このような地域開発政策に対し、各自治体は、その動きをさらに促進させようとした。なぜなら、当時の地方自治体は、内在的に地域開発や工業化・工場誘致の志向を持っており、財政危機による自治体行政の遅れを地域開発や工業化によって取り戻そうとしていたからである。そして、各自治体は、財政赤字からの脱出を工場誘致による税収の増大に賭けて工場誘致運動を展開した。また、その一方、地方財政の中央集権化によって地方自治体は、国家の経済・財政政策の影響を直接的に受けるようになり、大

企業を優遇する特別租税措置などが地域行政でも実行された。そして、これらの動きの結果、1950年代後半から企業進出と地域開発による重化学工業化が進むのである⁵²⁾。

このような高度成長・地域開発政策が展開される中で、国体の開催は、高度成長を地域レベルで支えるための「地域開発の手段」として位置づけられたと考えられる。そして、国体の開催は、都市基盤の整備だけでなく、企業誘致などと結びつき、それゆえに地元経済の活性化や工業化の役割も担うようになったと思われる。

さらに、開催地域行政にとって国体の開催は、中央政府の委託業務であると同時に、「住民統治の手段」としても位置づけられていったと考えられる。特に、1950年代は、労働運動などの対抗運動が激しく、それらの動きに対する統制が進められていた。その中で住民の注目を集めやすい国体の開催は、住民の不満を逸らす「安全弁」「ガス抜き」としての役割も有していたと考えられる。特に、地方財政が逼迫している中で巨額の開催経費をかけて行われる国体は、開催地域行政にとっては、重要な行政施策の1つであり、その開催を他の施策とも結びつけながら最大限に生かしていったと思われる。

そして、国体の地方開催は、このような地域開発や住民統治の手段として位置づけられるとともに、1955年の保守合同によって作られた自民党一党支配体制を支えるための道具、つまり自民党議員による利益政治を成り立たせるための「集票マシン」としての役割を有するようになったと考えられる。保守合同によって「55年体制」が成立し、その後、1960年の安保闘争によって、支配層は、戦前の支配体制の復古を挫折し、企業による労働者の強力な支配＝「企業支配」を成立させ、政・官・財の癒着に

よる支配構造を築くとともに、自民党一党支配を支えるための利益政治が作られた⁵³⁾。そして、自民党による利益政治は、1950年代後半から次第に現われ始めており、その構造は、〈住民の利害の要求 後援会への陳情 議員 派閥 官僚〉という流れの下で、個別利害の実現・取引を通じて住民の支持を調達・確保するというものだった⁵⁴⁾。そして、国体の地方開催は、このような利益政治の構造の中に位置づけられていったと考えられる。特に、静岡国体が復活する過程において自民党議員が精力的に動いていたことからわかるように、国体の開催は、地元の支援者に利益をもたらすための手段として位置づけられたのである。それゆえに国体は、自民党一党支配を支えるための役割を有するようになり、地元の政界・財界の利害を反映するものとして開催されることになったといえる。このように国体の開催は、保守合同と高度成長の動きの中で、「地域開発や住民統治の手段」、さらには、利益政治を支える「集票マシン」としての役割を担うようになったといえる。そして、これらの動きは、国家主導によるスポーツ政策が確立される動きと並行して生じたものと思われる。そして、高度成長・地域開発という国家政策が展開されるのに伴い、政界・財界の中において体育・スポーツの役割が明確になり、それにより、国体の地方開催や東京オリンピックなどのスポーツ・イベントが「国家事業」として位置づけられていくのである。

（3）国家主導によるスポーツ政策の確立期～東京オリンピック招致と国体の地方開催継続

日体協は、「川崎構想」の挫折以降も体育・スポーツ行政の一元化の動きを政府に働きかけていたが、その動きは、高度成長・地域開発と

いう国家政策が展開されていく中で本格化し、東京オリンピックの誘致・開催の主要条件として位置づけられていた国立競技場の建設を境に高まっていった⁵⁵⁾。そして、1956年にIOC総会が東京で開催され、さらに1958年に開催予定のアジア大会・東京大会の準備活動が活発化すると、政界・財界は、東京オリンピックや国体などのスポーツ・イベントを高度成長・地域開発のための手段として捉え始めたと思われる。そして、国家主導によるスポーツ政策を確立させる動きは、急速に具体的なものとなっていった。

さらに、この一元化の動きでは、文部省がその主導権を握ることになったのである。文部省は、「川崎構想」が挫折した後、1955年12月に清瀬一郎・文部大臣がスポーツ振興に積極的な態度を表明し、一元化の主導権を握り始めた。そして、文部省は、一元化の過程を通じて体育・スポーツ振興を国権主義的・道徳主義的なものとして位置づけ、さらにそれらの動きの頂点として東京オリンピックの開催を想定したのである⁵⁶⁾。

そして、日体協は、1957年1月に「スポーツ振興に関する意見書」を提出した。この意見書の要旨は、1955年当時と変わらないものだったが、その中では、内閣段階での「スポーツ振興審議会委員会（仮称）」と設置と文部省内での「スポーツ局（または体育局）」の設置という提案を行うとともに、国体の全額国庫補助や官民合同の東京オリンピック誘致運動などを求めている⁵⁷⁾。

これに対して政府は、同年2月に総理大臣の諮問機関として内閣直属の「スポーツ振興審議会」を設置した。この審議会は、国家的事業としてアジア大会の開催と東京オリンピックの誘

致を行う前提として、内閣全体の意識・支援を作り出そうとするものであり、特にオリンピックに伴う施設建設などの財界の要求が反映されたものだった。それゆえに、この審議会は、国体の存続と東京オリンピックの招致に向けて積極的な準備・対策を講じるためのもの、つまり、官・財・スポーツ界が意思統一を行う場であった⁵⁸⁾。

そして、同年6月のスポーツ振興審議会の第1回答申では、国民のスポーツ振興に関して、国体開催期間中に「体育デー」を設定して啓蒙活動を行うことが提案された⁵⁹⁾。さらに、この答申では、国体の性格が「全国民の間にスポーツを普及するとともに、体力向上スポーツ精神の高揚を図るために国家的体育行事として毎年実施し、国民の体育祭典としてふさわしいもの」として位置づけられた⁶⁰⁾。

そして、この国体に関する答申に基づき、同年7月には、「国民体育大会開催に関する方針」が閣議決定された。これにより、国体の地方開催が正式に継続されることになったが、日体協・文部省・自治庁の3者によって構成される国体連絡協議会が開催地を事前承認することによって、国体は地方財政に悪影響を与えないものとして開催されるようになったのである⁶¹⁾。

この方針によって国体は、「国家的体育行事」・「国民の体育祭典」として位置づけられ、しかも国家事業としてだけでなく、東京オリンピックの招致に向けて国内のスポーツ体制を地域レベルで支える役割を担うようになったといえる。さらに国体の地方開催は、国家主導のスポーツ政策の中に位置づけられるだけでなく、政界・財界の影響下に置かれるようになったのである。

そして、日体協の長年の念願であった財源に

ついては、1957年4月に社会教育法が一部改正されたことによって日体協などへの国庫補助が合法化された⁶²⁾。これにより、日体協と政府は、東京オリンピック招致に向けて本格的に動き、同年10月には、「東京オリンピック招致対策委員会」の設置を閣議決定した⁶³⁾。そして、1958年1月には、体育・スポーツ行政の中枢部として文部省体育局が復活し、これによって東京オリンピックの招致活動は、政界・財界が足並みをそろえた形で展開されることとなったのである。

国体の地方開催は、一時中止となっていたが、1955年の保守合同と高度成長・地域開発の動きに伴い、体育・スポーツに対する役割が政界・財界の中で明確になり、それによって国体の地方開催は、地域開発・住民統治の手段、集票マシンとして位置づけられることになった。さらに、体育・スポーツ行政の一元化が実現されたことにより、国体の地方開催は、東京オリンピックの招致・開催を支えるための役割を有するようになったのである。それゆえに、地方自治体の財政赤字に影響を与えないという制限に縛られながらも国体は、地域レベルで国内の競技体制を強化し、体力強化と啓蒙を展開していくためのものとして位置づけられたといえる。そして、静岡国体は、これらの役割を担うとともに低予算で最大限の効果を挙げる大会として開催するために、「健民運動」による県民総参加が目指されるのである。

3. 静岡国体における「健民運動」の展開

(1) 静岡県財界の主体的関与と県内の地域開発の動き

静岡県が国体の誘致に初めて手を上げたの

は、1950年であり、県体協と県行政による強引な誘致活動によって1953年には、静岡県で第12回国体が開催されることになった。その後、斉藤寿夫・静岡県知事を会長とした準備委員会が作られ、行政機構に組み入れられた形での開催準備が進められたのである⁶⁴⁾。

そして、自治庁による介入の結果、1億円以内の「緊縮国体」として静岡国体が1957年に開催されることになったが、それでも開催地域行政は、財政赤字に陥っていたために開催経費の捻出に苦労していた。それに対して静岡県の財界は、後援会への寄付を通じて、静岡国体のスポンサーになったのである。そして、静岡国体では、後援会を通じて県内220社から4500万円の寄付金が集められ、その結果、政府の承認を得た時に返上を予定していた競技種目を何らかの形で実施し、また、多くの競技施設を新設した。これにより静岡国体は、当初の予算を大幅に越えることになったが、その一方で大会は寄付金を募った民間会社の商標が目立つものとなったのである⁶⁵⁾。

このように静岡県の財界が、静岡国体の開催に主体的に関与した背景には、静岡県内で進められていた地域開発の動きがあったと思われる。静岡県では、国土総合開発法に即応して1951年に第1次10ヵ年計画を策定し、電力・水産・観光等の資源開発を行うとともに工場立地の整備をして県内産業の振興を目指した⁶⁶⁾。特に、この計画は、公共投資・公共施設建設を中心としており、1957年には、この計画を修正・補正した第5次総合開発計画が公表されたのである⁶⁷⁾。

そして、この開発計画の基底に流れる考え方は、産業優先の思想であり、工場がやって来るための客観的な条件を整備するというものだった。

特に静岡県では、1950年代前半に県内の復興の柱を工業に求め、1954年には工場誘致条例を制定し、進出企業に対する事業税の3年間免除などの工場誘致・保護政策を打ち出したのである⁶⁸⁾。さらに各市町村でも、静岡県と同様の工場誘致条例を設けており、工場進出を迎え入れることに努めていた。そして、1950年代後半に入ると、東海道ベルト地帯としての、静岡県の回廊的な役割が脚光を浴びるようになり、重化学工業を基軸とした企業の工場が本格的に進出するようになってくるのである⁶⁹⁾。このような地域開発の動きの中で、静岡県の財界は、都市基盤の整備や工場誘致を促進させるための契機として静岡国体を位置づけるとともに、大会開催による経済効果を自身の生産力増強につなげていこうとしていたと考えられる。

さらに、静岡県の財界の中でも大昭和製紙は、静岡国体の開催に積極的に関わっていた。大昭和製紙の専務であった斉藤美英は、静岡県体協の会長であり、県内のスポーツ振興に密接に関わっていたが、それとともに、彼は、静岡国体の開催を、企業の実産力増強と地域とのつながりを深めるための手段として位置づけていたと思われる。

大昭和製紙は、1938年に発足し、斉藤美英の父である斉藤知一郎が一代で築き上げた製紙会社であった⁷⁰⁾。そして、製紙業は、終戦直後、猛烈な紙不足を反映して逸早く復興を遂げていたが、その中でも大昭和製紙は、生産の拡張を行い、朝鮮特需による景気回復の下で、国内の製紙業界の一翼を担っていたのである。特に紙パルプ工業は、静岡県を代表していた産業であり、経済成長とともに従業員、出荷額ともに急成長していた。このような状況の中で、大昭和製紙は、1950年に富士工場を建設するなど、

地元である吉原市（現・富士市）との密着をはかっていたが、特に斉藤知一郎は、企業と地域との結びつきを強める一環として、教育及び社会福祉事業に積極的にに関わり、吉原工業高校の開設や学術奨揚、植林造成、吉原病院の再建などを行っていた⁷¹⁾。

そして、大昭和製紙は、このような地域との結びつきを強めるための一環としてスポーツ振興に力を入れており、特に斉藤美英が創設した野球部は、吉原市・富士市の代表として都市対抗野球に何度も出場し、「東海の暴れん坊」の名で大活躍した⁷²⁾。また、陸上競技でも日本トップの水準を有しており⁷³⁾、静岡国体が一時中止になった時には、大会復活のための街頭PRと署名活動を行い、7万人の署名を集めた⁷⁴⁾。さらに静岡国体の開催が決定すると、吉原市立体育館の総工費2400万円のうち2000万円を大昭和製紙が寄付し、少なくとも吉原市周辺では「大昭和主催の国体」という印象だったのである⁷⁵⁾。このように大昭和製紙は、静岡国体の開催を、地域開発や自身の経営拡大、さらには地元との密着をさらに深めるための絶好の機会として捉えていたといえる。

また、大昭和製紙は、静岡県行政と密接な関係を作っていたと思われる。なぜなら、斉藤美英と斉藤知一郎は、静岡県知事である斉藤寿夫と深いつながりがあり、県知事選挙の際に斉藤寿夫を強力に支援するだけでなく、それ以上の公私にわたる密接な関係を築いていたからである⁷⁶⁾。それゆえに、静岡国体の開催に際して、大昭和製紙・静岡県体協・静岡県行政の三者は、強力で結びついていたと考えられ、大会を成功させるために積極的に動いていたといえる。

このように静岡県の財界は、静岡国体の開催を地域開発などの契機として位置づけ、その中

でも大昭和製紙は、静岡国体の開催に向けて静岡県行政と密接な関係を築いていたといえる。そして、静岡県行政は、県内の地域開発を推進させるためのものとして静岡国体を位置づけるとともに、自らの施策を効果的に展開するための契機としても大会の開催を捉えるのである。

（2）静岡県の行政施策と静岡国体の開催

静岡県行政は、高度成長などの国家政策に先駆けて、1950年代前半から県内の地域開発を積極的に推進していたが、斉藤寿夫・静岡県知事は、工場誘致などの動きをさらに進めるために、様々な行政施策を展開した。そして、静岡国体の開催は、それらの行政施策を遂行するための契機としても位置づけられ、それゆえに静岡県行政は、大会の開催に積極的に関わっていたのである。

斉藤寿夫は、県内の地域開発の動きを推進していたが、それとともに福祉事業・文化事業なども積極的に展開していた。特に彼は、県内の経済開発が県民福祉事業につながり、総合開発の実現によって静岡県が裕福化すると考えており⁷⁷⁾、それゆえに静岡県では、各種の社会事業・福祉事業が積極的に行われていた⁷⁸⁾。さらに、それらの事業の中でも静岡県は、社会教育事業・文化事業を積極的に展開しており、僻地の文化振興をねらいとして1952年から移動文化館を開始した。そして、この移動文化館の巡回を通じて、本の貸し出しなどの社会教育活動や広報・広聴活動が行われ、県行政事務の円滑化や地方文化の振興が図られたのである。さらに静岡県は、1954年に県民会館を完成させたが、この県民会館は、様々な文化活動の拠点となるだけでなく、県民と県政を結ぶPRの掛橋的な役割も担っていた⁷⁹⁾。

このような社会教育事業・文化事業を展開していた静岡県行政にとって、静岡国体の開催は、これらの活動・事業を普及・発展させるためのものとしても位置づけられたと思われる。そして、静岡国体は、静岡県民のための社会教育事業・文化事業としての役割を担うようになったと考えられる。

さらに、静岡国体が開催された1957年当時の静岡県行政は、地域開発の動きと関連して、県内の農業・漁業についての施策も積極的に展開していた。その施策とは、河野一郎・農水大臣が1956年に打ち出した「新農山漁村建設事業」である⁸⁰⁾。この事業は、米麦など主穀以外の農業振興を目的としており、みかんなどの奨励作物を出荷・販売するために補助金が使われた。それゆえに、この事業は、農水省の補助金行政の中に位置づけられ、自民党による利益政治を促進させるための役割を果たしていたといえる。そして、この事業の結果、農村における戦後の文化運動・税金闘争などの指導者たちは、次第に自民黨員に変化していったのである。

さらにこの事業は、静岡県内の産業構造の転換に積極的に関わったものであったと考えられる。なぜなら、静岡県では、この事業と驚異的な高度成長の中で農業人口が他産業へ激しく移動したからである⁸¹⁾。特に1955年から1959年の4年間だけで静岡県における第一次産業の割合は23.7%から15.2%に激減していた⁸²⁾。それゆえに、当時の静岡県行政は、これらの施策を通じて県内の産業構造の中心を農業・軽工業から重化学工業へ変化させ、それにより高度成長・地域開発を促進させる「都市と農村」を上から作り上げようとしていたと推測できる。そして、静岡国体の開催は、このような県内産

業の重化学工業化を図るための契機としても位置づけられ、それゆえに静岡県の行政・財界は、一致団結して大会の開催に向けて動いたといえる。

さらに、財政赤字に苦しむ中で静岡国体を開催することになった開催地域行政では、静岡国体の開催を最大限に生かすべく、行政施策を効果的に遂行する契機としてだけでなく、中央集権化の動きを促進させるための手段としても静岡国体の開催を位置づけたと考えられる。特に、斉藤寿夫は、中央政府との関係を密にすることによって県内の復興事業を遂行しており⁸³⁾、県知事就任早々に行政事務の簡素化・能率化を行うなど⁸⁴⁾、中央集権化などの国家政策を県レベルで真っ先に実行する傾向があった。

そして、1957年当時の静岡県では、「新市町村建設事業」が積極的に進められていた⁸⁵⁾。この事業は、1956年6月に制定された新市町村建設促進法によって実施されていたものであり、未合併町村に対して町村合併を国策として強行するものであった。そして、静岡県内では、1957年4月までに計112市町村が合併を行っており、これらの事業を通じて静岡県による住民の統合化・組織化が進められていたのである⁸⁶⁾。このような状況下において開催されることになった静岡国体は、町村合併が行われた市町村にとって、住民の統合化・組織化を促進させるとともに再構成された地域行政を下から支えるための絶好の機会としても位置づけられたと思われる。

このように静岡国体の開催は、当時の静岡県の行政施策において、県内産業の重化学工業化や町村合併などに伴う「地域の再編」を促進させるための契機としてだけでなく、静岡県民のための社会教育事業・文化事業の一環としても

位置づけられていたといえる。そして、これらの意図は、高度成長・地域開発の動きを下から支えるための「地域作り」「住民作り」を目指したものだと思われる。それゆえに静岡県は、低予算で開催される静岡国体に全勢力を注ぐとともに、県民全体を大会に巻き込ませようとしたと思われる。

そして、大会関係者は、静岡県行政・財界の意図を大会に反映させるために、県の行政機構に組み入れられていた準備委員会の事務局を1956年11月に10部（総務部・演技部・財務部・調達部・施設部・道路施設部・輸送折半部・宿舍衛生部・広報部・健民運動推進部）に分けて合理的な大会準備・運営を行った。さらに、大会関係者は、静岡国体の開催を県民全体のものとするために3つの目標を設定したのである。

「目標

1. 県民健康化

国を興し、郷土を造る力の源泉は『国民の健康な体と健全な心にある』という精神を県民一人一人の胸に浸透させたい

2. 県民総参加

国体は単に大会に直接参加する選手代表の競技や演技にあるものではない。県民誰にも何らかの形で、直接間接にこの行事に参加し、平日頃の成果を発揮する祭典としたい

3. 日本一のモデル国体に

第12回国体を、県民の総力を挙げて明るく、楽しい『静岡によき思い出』を残す模範的なものにしたい」⁸⁷⁾

この3つの目標が示しているように、静岡国体は、県民の生活・健康を向上させて県民全体の力で開催する「交歓」の1つとして位置づけられたといえる。さらに、大会関係者は、この目標に基づいて静岡国体の開催に向けて県民全体

を一致団結させ、県民全体を大会に関与・動員させようとしたのである。

そして、静岡国体の際に行われた「健民運動」は、地域住民を大会に自発的に参加させる役割を担うとともに、静岡国体の開催に孕まれていた「地域作り」「住民作り」という意図を反映させたものだったと考えられる。特に、静岡県では、民間団体を通じて社会教育事業・文化事業の活動を積極的に展開しており、静岡国体における「健民運動」では、これらの活動を1つにまとめるとともに、静岡県行政が運動自体に関与していたのである。

(3)「健民運動」を通じた住民の動員

1951年に静岡県知事に就任した斉藤寿夫は、社会教育事業・文化事業を推進する際、それらの事業を役所や教育委員会ではできない民間運動として行うための推進母体を作ろうと考えた。そして、1952年には、県民生活の健康化や郷土・県の再建に全力を尽くそうとする気持を大衆の中から湧き上がらせるためのものとして「郷土をよくする会」が作られたのである。そして、この団体は、斉藤自身が理事長に就任するとともに、各地にある民間団体をつなげるための機関として位置づけられ、市町村と県の間に入って「村づくり運動」を推進するとともに、それぞれの時勢の要請を受けて婦人運動や花いっぱい運動、自治教室などを行った。さらに「郷土をよくする会」は、民間団体ではあったが、県施策のPR活動も担当したのである⁸⁸⁾。

このように「郷土をよくする会」は、県行政・市行政と地域住民とをつなげる媒体としての役割を担っていたと思われ、住民の主体的な社会文化活動をまとめるとともに、静岡県の行政施策を住民レベルで進めるための民間団体と

して捉えられていたと考えられる。それゆえに、この団体が推進した「村づくり運動」は、住民の自発的な生活・地域運動であるとともに、高度成長・地域開発を促進するための「地域作り」「住民作り」の意図が含まれたものだったと推測できる。

そして、「郷土をよくする会」は、「村づくり運動」だけでなく、「新生活運動」も積極的に推進した⁸⁹⁾。「新生活運動」とは、自らの生活を自主的に工夫し改新していこうという民間運動であり、1955年に鳩山内閣が「新生活運動協会」を発足させたのを機に、静岡県では、1956年に「新生活運動連絡協議会」が結成された。この団体は、「郷土をよくする会」の他に青年団連絡協議会・婦人団体連絡会・公民館連絡協議会・子供会世話人連絡会が集まったものであり、この団体が中心となって「新生活運動」が展開されたのである。そして、この運動では、従来の冠婚葬祭の合理化や台所改善、簡易水道の普及などが行われたが、それらは、経済の高度成長に応じて成立し始めていた大衆消費社会に適合した新しい生活様式を上から地域住民に推進していこうとするものだったと考えられる⁹⁰⁾。

そして、静岡国体の開催が決定すると、静岡国体に地域住民を巻き込むために、「健民運動」が位置づけられ、その運動を推進する団体として、「郷土をよくする会」などが一堂に会した「健民運動協会」が1957年2月に結成されたのである⁹¹⁾。この団体は、「新生活運動連絡協議会」に入っていた5団体を土台にして、県会・3市議会・校長協会・高校長協会・ボーイスカウト県連盟・商工会議所連合会・花の会連合会・観光協会・私学協会・農協組合中央会・町村会を加えた16団体によって作られており、

県内の多くの民間団体と県・市議会が1つに結集したものだ。それゆえに、この団体は、公的要素が非常に強い民間団体だったといえる。

そして、「健民運動」の推進事業計画は、行政機構に組み入れられていた準備委員会事務局の中にある健民運動推進部を中心に作られ、この計画に基づいて、「健民運動協会」に事業委託される形で「健民運動」が展開されたのである。特に、前年に行われた兵庫国体では、「健民運動」への兵庫県民の参加が不十分だったこともあり⁹²⁾、「健民運動協会」は、県内各地で様々な運動を展開し、それらを通じて半強制的な形による地域住民の大会関与を作り出そうとしたのである。

このように静岡国体の「健民運動」は、その推進団体と事業計画を含めて、静岡県行政が直接・間接的に関与しており、大会の開催に関わって促進させようとしていた「地域作り」「住民作り」という行政施策の意図は、その運動の内容に反映されたと考えられる。なぜなら、神奈川国体や兵庫国体で行われた「健民運動」は、「市民健脚運動」「健民体操」など、スポーツ・レクリエーションの領域に属するものだったのに対し、静岡国体において行われた「健民運動」は、「健康の日設定運動」⁹³⁾、「いつも親切運動」⁹⁴⁾、「右側を歩きましょう運動」⁹⁵⁾、「花いっぱい運動」⁹⁶⁾、「体位向上運動」⁹⁷⁾、「がんばり運動」であり、その内容は、県民の生活全般に関わるものだったからである。それゆえに、この「健民運動」は、「村づくり運動」や「新生活運動」の内容を含むとともに、住民の自発的な参加・活動を通じて当時の行政施策を促進させようとする意図が含まれていたと考えられる。そして、この「健民運動」は、「永続的県民運動」として静岡国体以降も継続され、これらの運動を通

じて、様々な施策に関する住民の自発的同意を導き出そうとしたと推測できる。

特に、「健民運動」の中で行われた「がんばり運動」では、静岡県の「県民性」に関する言説を展開しており、その内容は、「静岡県民は、気候温順のためにネバリが少ないとよく言われるので、静岡国体の開催を契機に心身を鍛練し、物事をやり抜く気概を養成し、みんなでがんばろう」というものだった。それゆえに、この運動は、県民全体の一体感を作り出そうとするものであると同時に、県民の組織化・統合化を進めようとする行政の意図が反映されたものだったと考えられる⁹⁸⁾。

このように静岡国体における「健民運動」は、健康生活を確立し、体育・スポーツの生活化をはかり、エチケット・道徳を住民に植えつけることを目的としており、地域住民の生活に深くつながった運動として位置づけられていたといえる。さらに、当時の地域住民は、これらの運動を容易に受け入れやすい状況の中にいたと思われる。なぜなら、この当時は、生活教育という考え方に基いて、住民の主体的な活動による「生活体育」が進められていたからである⁹⁹⁾。そして、「健民運動」自体は、このような「生活体育」の動きとはまったく違うものだったが、地域住民にとっては、住民生活と体育・スポーツを結びつけるものとして、これらの運動を取り入れやすかったと考えられる。

さらに、静岡国体では、これらの「健民運動」を推進させるために積極的な広報活動が展開された。広報活動は、県民会館を中心に行われ、県の広報紙である『県民だより』や国体啓蒙映画、ラジオ放送などを通じて国体への協力・参加を県民に求めるとともに、「健民運動」を推進させるために、運動の実践内容を伝えた。

特に、県民ニュースを拡大して作られた国体啓蒙映画では、県内の常設映画館だけでなく、移動文化館などでも上映された¹⁰⁰⁾。

そして、これらの広報活動を通じて、静岡県民や「健民運動」に関する情報は、全県民に伝えられ、「健民運動」が精力的に展開される一方、県民を大会に巻き込むために、1957年5月には、「県スポーツ祭」が開催された。そして、静岡国体は、秋季大会・開会式の予行演習に3万5000人を集めるなど県民の注目を集めて開催されたのである¹⁰¹⁾。

静岡国体は、地方財政が逼迫している状況において、低予算で最大の効果をあげる大会として開催されることになったが、その開催には、工場誘致による地域開発を進めて県内産業の重化学工業化を促進させようとする意図やそれらの動きと密接に関連していた行政施策を進めようとする意図が含まれており、それらは、高度成長・地域開発の動きとその体制を下から支えるための「地域作り」「住民作り」を行おうとするものだったといえる。そして、これらの意図は、県民全体を大会へ自発的に参加・動員させるために展開された「健民運動」の中に反映され、それにより「健民運動」は、当時の行政施策や支配構造に関する地域住民の自発的同意を導き出すための役割を担うようになったのである。

まとめにかえて

「文化装置」としての国体の変容

1950年の朝鮮戦争による特需や1952年の講和・独立によって日本は、国民国家として再建・復活したが、現存の支配体制を維持・強化するために「逆コース」を強行した。一方、地

方自治体では、財政赤字を再建する過程を通じて中央集権化が展開されていた。これらの動きの中で、国体は、巨額の経費をかけて開催する意義を必ずしも見出しておらず、それゆえに1957年の静岡国体は、一時中止が決定された。それに対して、1955年に保守合同が起こり、さらに高度成長・地域開発の動きが始まると、国体の地方開催は、地方行政・財界の中で、地域開発・住民統治・利益政治の手段として位置づけられ、それとともに、当時の行政施策に関する住民の自発的同意を導き出すための役割を担うようになったのである。このような静岡国体における開催形式の変化は、開催地域住民に対する、現状の支配構造に関する自発的同意を導き出すための「文化装置」としての国体の位置づけが、国家レベルのものから、より地域レベルのものに変容していったことを示していると考えられる¹⁰²⁾。

開催地域住民に対する「文化装置」として初めて位置づけられたといえる1950年の愛知国体以降、国体は、その役割を担っていたが、地方財政が逼迫している中での国体開催は巨額の開催経費負担の問題を有しており、それゆえに、自治庁による地方持ち回りの中止という問題が顕在化していた。それゆえに一度は収斂していた国体に関わる力は、再び複雑に絡み合うようになり、それゆえに国体の地方開催は危機的状況に陥ったといえる。

それに対し、高度成長・地域開発という国内政策が動き出す中で、体育・スポーツ行政が一元化されるとともに、東京オリンピックと国体の誘致・開催は、それらの政策を遂行するための役割を担うようになった。特に国体の地方開催は、東京オリンピックの招致・開催を支えるものとして位置づけられるとともに、開催地域

行政・財界にとっては、「地域開発の手段」「住民統治の手段」さらには、自民党一党支配を支えるための「集票マシン」としての役割が明確化されるようになったといえる。そして、国体に関わる様々な力が再び1つに収斂したことにより、1957年に開催された静岡国体は、開催地域行政・財界の意図を強く反映した「文化装置」として位置づけられたのである。

さらに、静岡県行政・財界は、地域開発や工場誘致、住民統治などの動きに適合した「地域作り」「住民作り」を促進させる契機として静岡国体を捉え、それらの意図を「健民運動」に反映させた。そして、地域住民全体を大会に参加・動員させるために行われた「健民運動」は、地域住民を束ね、当時の行政施策に関する下からの自発的同意を作り出そうとするものとして位置づけられたのである。それゆえに、静岡国体における「健民運動」は、開催地域住民に対して、地域行政・財界によって築かれていた当時の支配構造を下から支えるための「文化装置」としての役割を果たすようになったといえる。本論では、「逆コース」・保守合同・地域開発などの動きが国体の地方開催に与えた影響を中心に考察し、国体の開催形式が静岡国体において変容したこと、そして、静岡国体の「健民運動」が地域住民の生活全般に影響を与えようとしていたことを明らかにした。だが、静岡国体は、「健民運動」以外にも、天皇の護国神社参拝や静岡県の天皇杯獲得など、それまでの国体とは違った側面が現われた大会でもあった。それゆえに、これらに関しては、教育政策の反動化などを含めてさらなる考察が必要だろう。

注

- 1) 愛知国体に関しては、観行智信「戦後復興・

- 国民国家の再建と国民体育大会 1950年の愛知国体に関して」『立命館産業社会論集』第37巻 第4号, 2002年, 173 - 194頁, 及び観行智信「戦後ナショナリズムにおける愛知国体の役割」『中部日本新聞』の言説とイデオロギー操作」『立命館産業社会論集』第38巻 第2号, 2002年, 63 - 85頁を参照。
- 2) 第6回から第8回までの国体に関しては, 京都新聞社編『検証国体』京都新聞社, 1988年, 31 - 48頁を参照。
- 3) 同上書, 49 - 54頁を参照。
- 4) 同上書, 58頁, 及び『体協時報』第37号, 1954年12月。
- 5) 草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究会紀要』第39号, 1985年, 21頁。
- 6) この点に関しては, 藤田武夫『現代日本地方財政史(中巻)』日本評論社, 1978年, 99 - 105頁を参照。
- 7) 小関彰一・青木哲夫「サンフランシスコ体制下の政治」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史11現代1』東京大学出版会, 1985年, 189 - 193頁。
- 8) 渡辺治『企業支配と国家』青木書店, 1991年, 131 - 132頁。
- 9) 小関・青木, 前掲論文, 1985年, 194 - 205頁。
- 10) この点に関しては, 藤田, 前掲書, 1978年, 4 - 26頁を参照。
- 11) 町村合併に関しては, 同上書, 34 - 46頁を参照。
- 12) 地方財政制度の変革に関しては, 同上書, 46 - 97頁を参照。
- 13) 地方財政の再建に関しては, 同上書, 113 - 151頁を参照。
- 14) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不味堂出版, 1993年, 104頁。
- 15) 都道府県体育協会連絡協議会『国民体育大会の歩み』1978年, 131頁, 及び『体協時報』第37号, 1954年12月。
- 16) 中山正吉「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」『島根大学教育学部紀要(教育科学)』第15巻, 1986年, 11頁。
- 17) 『体協時報』第48号, 1956年1月。
- 18) 第4回国民体育大会事務局『第4回国民体育大会記録』1950年, 74頁。
- 19) 内海, 前掲書, 1993年, 111 - 112頁。
- 20) 国民体育大会開催基準要項・細則の全文(改正部分も含む)については, 都道府県体育協会連絡協議会, 前掲書, 1978年, 220 - 239頁を参照。
- 21) 愛知国体の位置づけに関しては, 観行智信, 前掲論文, 2002年3月, 176 - 180頁を参照。
- 22) 神奈川国体の開催過程に関しては, 第10回国民体育大会神奈川県委員会事務局編『第10回国民体育大会報告書』1956年, 105 - 109頁, 神奈川県体育協会『神奈川県体育史』1978年, 44 - 46頁, 神奈川県体育協会『神奈川県体育協会創立五十年史』1990年, 29 - 33頁を参照。
- 23) 神奈川国体における「健民運動」とマスゲームに関しては, 神奈川県体育協会, 前掲書, 1978年, 45 - 46頁, 第10回国民体育大会神奈川県委員会事務局編, 前掲書, 1956年, 143 - 148頁, 及び京都新聞社編, 前掲書, 1988年, 57 - 62頁, 神奈川県衛生部健民課『健民神奈川第9・10回国体特集』昭和29年度, 1955年, 3 - 5頁を参照。
- 24) 「後援会」に関しては, 第10回国民体育大会神奈川県事務局編, 前掲書, 1956年, 162 - 163頁を参照。
- 25) 京都新聞社編, 前掲書, 1988年, 59頁。
- 26) 兵庫国体に関しては, 同上書, 63 - 68頁, 及び都道府県体育協会連絡協議会, 前掲書, 1978年, 132頁を参照。
- 27) 『体協時報』第45号, 1955年10月。
- 28) 『静岡新聞』1956年1月28日。
- 29) 『静岡新聞』1956年2月1日。
- 30) 『静岡新聞』1956年1月28日。
- 31) 『体協時報』第50号, 1956年3月。
- 32) 関春南『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店, 1997年, 124 - 126頁。
- 33) 同上書, 126 - 127頁。
- 34) 以下, 「川崎構想」に関しては, 同上書, 131 - 132頁, 及び内海, 前掲書, 1993年, 89 - 92頁を参照。
- 35) 当時の教育政策に関しては, 五十嵐頭・伊ヶ

- 崎暁生編著『戦後教育の歴史』青木書店、1970年、101 - 215頁、及び久保義三『昭和教育史下』三一書房、1994年、282 - 359頁を参照。
- 36) 内海、前掲書、1993年、90頁。
- 37) この点に関しては、『体協時報』第50号、1956年3月を参照。
- 38) 『体協時報』第51号、1956年4月、及び『朝日新聞』1956年3月7日。
- 39) 『静岡新聞』夕刊、1956年2月1日。
- 40) 静岡新聞社編『静岡県昭和人物誌』静岡新聞社、1990年、405 - 406頁。
- 41) 詳しくは、本論、3.を参照。
- 42) 大昭和製紙野球部史編纂委員会『東海の暴れん坊 大昭和製紙野球部史・富士編』1985年、23頁。
- 43) 『体協時報』第54号、1956年7月。
- 44) 1956年9月7日『朝日新聞』夕刊。
- 45) 第12回国民体育大会静岡県準備委員会事務局編、『第12回国民体育大会報告書』1958年、147頁。
- 46) この点に関しては、渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987年、235 - 331頁を参照。
- 47) 柴垣和夫『昭和の歴史 第9巻 講和から高度成長へ』小学館、1983年、88 - 89頁。
- 48) 渡辺治「保守合同と自由民主党の結成」『シリーズ日本近現代史4 戦後改革と現代社会の形成』岩波書店、1994年、159 - 216頁。
- 49) この点に関しては、歴史学研究会編『日本同時代史3 五五年体制と安保闘争』青木書店、1990年、213 - 219頁を参照。
- 50) 藤田、前掲書、1978年、180 - 181頁。
- 51) 同上書、182頁。
- 52) 同上書、182 - 185頁、及び小関・青木、前掲論文、1985年、203 - 205頁。
- 53) この点に関しては、渡辺、前掲書、1991年、及び渡辺治『「豊かな社会」日本の構造』労働旬報社、1990年を参照。
- 54) 渡辺、前掲書、1987年、323 - 325頁。
- 55) スポーツ振興国会議員懇談会、『スポーツ議員二十五年史』1972年、8 - 13頁を参照。
- 56) 草深、前掲論文、1985年、22頁。
- 57) 内海、前掲書、1993年、92頁。
- 58) 同上書、99頁、及び川本信正「戦後日本の体育・スポーツ政策について」『スポーツ政策論』体育社会学研究7、道和書院、1978年、112頁。
- 59) 草深、前掲論文、1985年、22頁。
- 60) 『体協時報』第63号、1957年7月。
- 61) 内海、前掲書、1993年、105頁。
- 62) 関、前掲書、1997年、333 - 334頁、及び中山、前掲論文、1981年、11 - 13頁。
- 63) 東京オリンピックの招致・開催に関しては、東京都『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』1965年、を参照。
- 64) 以下、静岡国体に関しては、第12回国民体育大会静岡県準備委員会事務局編、前掲書、1958年、を参照。
- 65) 『朝日新聞』1957年11月2日。
- 66) 斉藤寿夫『回顧』江崎書店、1979年、62頁。
- 67) 第5次総合開発計画については、静岡県編『静岡県の百年』1983年、538頁を参照。
- 68) 原口清・海野福寿『静岡県の百年 県民百年史22』山川出版社、1982年、291頁。
- 69) 原口清・海野福寿『静岡県の歴史 近代・現代編』静岡新聞社、1979年、288 - 299頁。
- 70) 以下、当時の製紙業と大昭和製紙に関しては、大昭和製紙株式会社資料室『大昭和製紙五十年史』大昭和製紙株式会社、1991年、静岡県『静岡県史 通史編6 近現代二』1996年、724 - 726頁を参照。
- 71) 斉藤知一郎に関しては、深澤渉『静岡人物誌』静岡新聞社、1991年、336 - 343頁、静岡新聞社編、前掲書、1990年、16頁、静岡新聞社『静岡県大百科事典』静岡新聞社、1978年、281頁を参照。
- 72) 大昭和製紙野球部に関しては、大昭和製紙野球部史編纂委員会、前掲書、1985年、及び富士市編纂委員会『吉原市史 下巻』富士市、1978年、709 - 722頁を参照。
- 73) 静岡国体に出場した陸上競技の選手の多くが大昭和製紙に所属しており、大会では、静岡県が種目別優勝した。
- 74) 静岡新聞社編、前掲書、1990年、149頁及び248頁。
- 75) 『朝日新聞』1957年11月2日。
- 76) 斉藤寿夫と斉藤知一郎・美英との関係は、斉

- 藤寿夫，前掲書，1979年，の至る所で述べられている。
- 77) 安藤実「静岡県の長期開発計画と財政構造」上原信博編著『地域開発と産業構造』御茶ノ水書房，1997年，109 - 110頁。
- 78) 斉藤寿夫，前掲書，1979年，67頁。
- 79) 静岡県編，前掲書，1983年，523 - 525頁。
- 80) 以下，この点に関しては，歴史学研究会編，前掲書，1990年，235 - 236頁を参照。
- 81) 静岡県編，前掲書，1983年，558 - 559頁。
- 82) 同上書，545頁。
- 83) 斉藤寿夫，前掲書，1979年，91頁。
- 84) 静岡県編，前掲書，1983年，522頁。
- 85) 『県政だより』1957年1月。
- 86) 静岡県編，前掲書，1983年，528 - 529頁。
- 87) 『体協時報』1957年5月号。
- 88) 斉藤寿夫，前掲書，1979年，71 - 74頁，及び静岡県編，前掲書，1983年，523 - 525頁。
- 89) 新生活運動に関しては，静岡新聞社編『静岡県 激動の昭和史（下巻戦後編）』静岡新聞社，1977年，100 - 101頁を参照。
- 90) 当時の国民の生活に関しては，柴垣，前掲書，1983年，200 - 208頁を参照。
- 91) 以下，「健民運動」に関しては，第12回国民体育大会静岡県準備委員会事務局編，前掲書，1958年，224 - 232頁を参照。
- 92) 『県政だより』1957年1月号。
- 93) 健康の日設定運動とは，地域・職場等の実情に即した月1日の休日を「健康の日」として決め，家族・町・村・職場を挙げて健康な体と健全な精神を築くための楽しいプログラムを行うというものである。
- 94) いつも親切運動とは，静岡国体に他県の人が多数参集するので，これらの人を温かく迎え，静岡県のよい思い出を全国に持って帰ってもらい，ひいては人間相互の関係を円満にし，生活を明朗にし，社会を楽しく，日本を平和にするため親切にしようというものである。
- 95) 右側を歩きましょう運動とは，静岡国体の開催による交通量増加に際して，「右側を歩く」などの交通道徳を守るとともに，歩調をあわせて歩く運動にまで発展させようとするものである。
- 96) 花いっぱい運動とは，生活に花を取り入れ，環境を積極的に明るくし，人間関係を花とともに愛情で温かくしていくために，静岡国体の開催を花で埋め尽くそうとするものである。
- 97) 体位向上運動とは，静岡県青少年特に学童は全国水準において，身長割に胸囲，体重が劣っているため，日常生活、食生活を研究して体位を向上させようとするものである。
- 98) このような言説は，静岡県民会館が発行している『県政だより』1957年4月号の中にも見られる。
- 99) 生活体育に関しては，丹下保夫『戦後における学校体育の研究』不昧堂出版、1987年，及び丹下保夫『体育技術と運動文化』大修館書店，1985年，を参照。
- 100) 第12回国民体育大会静岡県準備委員会事務局編，前掲書，1958年，220 - 223頁。
- 101) 『体協時報』第66号，1957年11月。
- 102) 「文化装置」に関しては，観行，前掲論文，2002年3月，188 - 189頁を参照。

Industrial Policy, Regional Reorganization, and Changes in the National Athletic Meet — About the Shizuoka National Athletic Meet of 1957 —

KANGYO Tomonobu *

Abstract: The National Athletic Meets held after the Aichi National Athletic Meet of 1950 influenced the deficit financing of local self-governing bodies. Subsequently the government decided on cancellation of the Shizuoka National Athletic Meet to reconstruct local finance with the centralization of power to “reverse course.” But with the coalition of conservative parties and beginning of the high growth rate of the Japanese economy, this meet was established as a means of community development and the control of residents in the host region, and moreover as “a vote-gathering machine” to support the ruling system of the Liberal-Democratic party. Building up the Japanese sports policy, holding of the National Athletic Meet in local areas was seen as supporting the invitation and hosting of the Olympics in Tokyo that political and economic circles of the time were demanding. As a result, the Shizuoka Athletic Meet was held in 1957 as something to produce the maximum effect at low cost. In this event the host region’s government and local economic circles reflected their intentions to promote community development by “the Kenmin-movement” in which a private body combined citizens’ voluntary bodies with local governments. Moreover through mobilizing the host region’s citizens in this movement, the host regional government tried to obtain citizens’ voluntary agreement in regard to policies and the ruling structure of its region.

Keywords: the centralization of power, the Shizuoka National Athletic Meet, the coalition of conservative parties, community development, “the Kenmin-movement”

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University